

# 第2期おおきっ子「すこやか」プラン

(大木町次世代育成支援行動計画)

(大木町子ども・子育て支援事業計画)

(概要版)

令和2年3月

大木町

## 目次

第1章	計画策定の趣旨 .....	1
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況 .....	5
第3章	計画の基本的な考え方 .....	10
第4章	量の見込みと確保方策 .....	14
第5章	計画の推進体制 .....	26

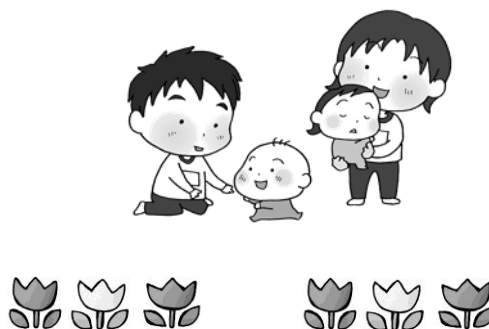
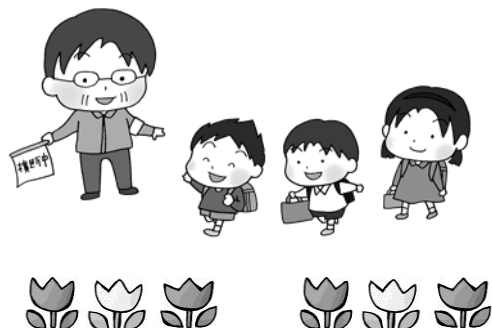
# 第1章 計画策定の趣旨



## ♥ 1 計画策定の目的

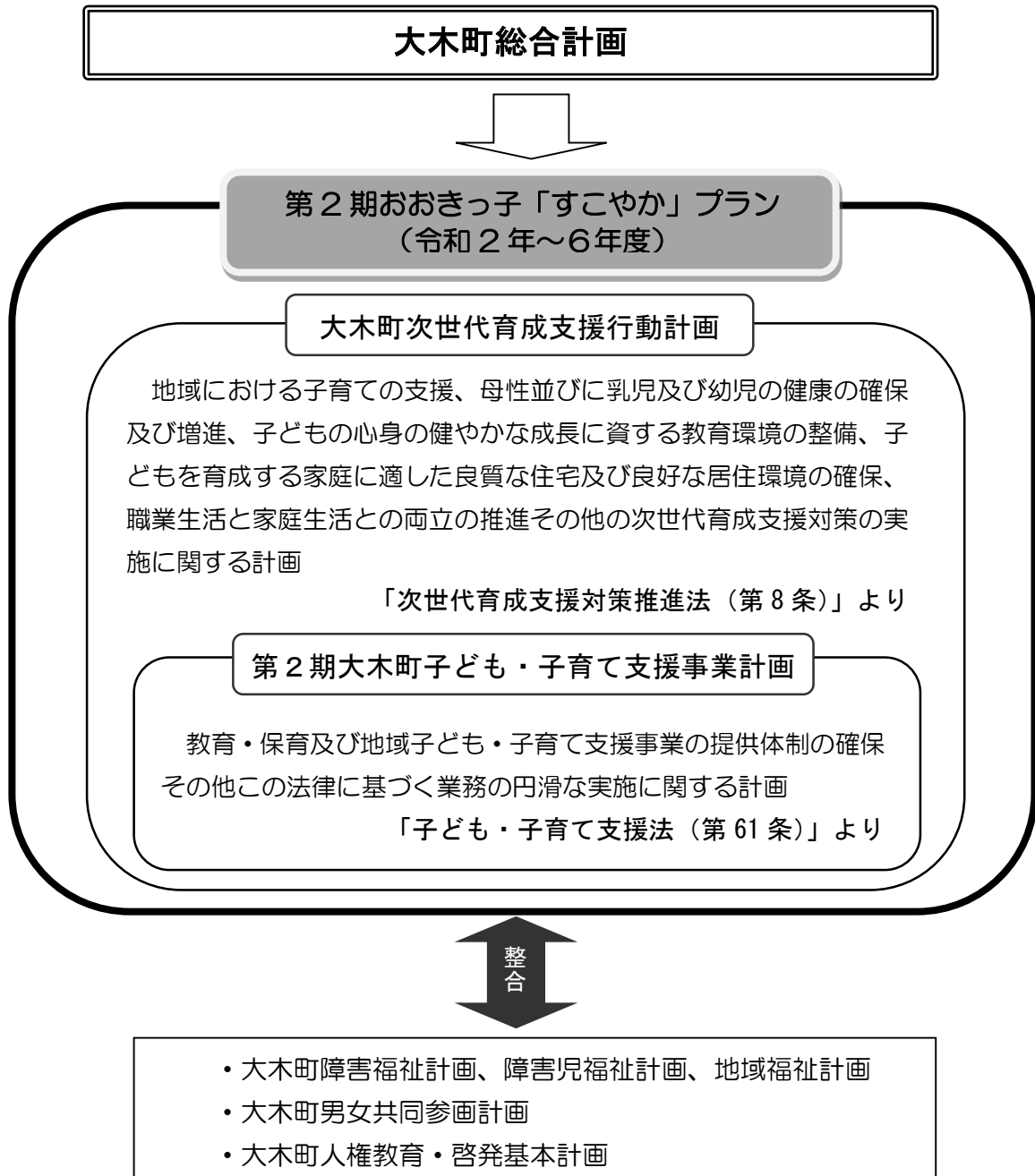
わが国の子ども・子育て支援については、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、家庭や地域の子育てをする力の低下が懸念され、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育や学童のニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

このような状況をふまえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として本計画を策定するものです。



## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「大木町総合計画」に即した子育て支援の充実の基本的な計画として、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況



### 1 統計による大木町の状況

#### (1)人口の状況

##### ① 年齢3区分別人口の推移

大木町の総人口は、平成27年の14,483人から平成31年の14,220人と約2%の微減の状況となっています。

年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14歳）は同様に約3%の微減で推移しており、平成31年では2,189人となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年から平成31年にかけて約6%の減少傾向となっている一方、老年人口（65歳以上）は約10%増加しており、平成31年では3,964人となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	14,483人	14,422人	14,314人	14,298人	14,220人
年少人口(0～14歳)	2,261人	2,271人	2,243人	2,233人	2,189人
生産年齢人口(15～64歳)	8,608人	8,440人	8,271人	8,169人	8,067人
老年人口(65歳以上)	3,614人	3,711人	3,800人	3,896人	3,964人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### ② 児童人口の推移

児童人口の推移をみると、児童人口は平成29年度から減少傾向にあり、就学前児童が徐々に減少していますが、小学生、中学生以上～18歳未満はそれぞれ、年によって増減はあるものの平成31年度までは概ね横ばいですが、今後減少の可能性が高くなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童人口計	2,731人	2,744人	2,693人	2,663人	2,630人
就学前児童(0～5歳)	909人	899人	840人	823人	773人
小学生(6～11歳)	916人	925人	943人	962人	957人
中学生以上～18歳未満	906人	920人	910人	878人	900人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ③ 就学前児童の入所状況

就学前児童の保育園・認定こども園等の入所状況は、以下のとおりとなっています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別人口	97人	117人	121人	127人	166人	145人	773人
町内保育園	15人	65人	71人	70人	99人	84人	404人
町外保育所	1人	4人	4人	5人	5人	3人	22人
町内認定こども園	0人	5人	17人	34人	40人	38人	134人
町外認定こども園	2人	7人	9人	13人	19人	18人	68人
町内小規模保育	2人	3人	2人				7人
町外幼稚園				2人	0人	2人	4人
合計	20人	84人	103人	124人	163人	145人	639人
入所率	20.6%	71.8%	85.1%	97.6%	98.2%	100.0%	82.7%
資料：こども未来課（平成31年4月1日時点）							
【参考】平成25年4月1日時点							
入所率	16.9%	59.0%	76.9%	94.9%	95.0%	99.2%	74.9%

### ④ 学童保育所の入所状況

学童保育所の入所状況は、以下の通りとなっています。

	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	計
年齢別人口	154人	153人	173人	164人	162人	151人	957人
大溝学童保育所	51人	45人	40人	22人	5人	2人	165人
木佐木学童保育所	42人	18人	24人	6人	1人	0人	91人
大莞学童保育所	13人	21人	12人	4人	1人	0人	51人
合計	106人	84人	76人	32人	7人	2人	307人
入所率	68.8%	54.9%	43.9%	19.5%	4.3%	1.3%	32.1%

資料：こども未来課（令和元年7月1日時点）

## (2) 15～49歳の女性人口の推移

合計特殊出生率(※1)の算定対象である15～49歳の女性人口は、平成27年から平成31年で142人減少しています。なかでも20歳代女性は50人の減少、30歳代女性は143人減少が顕著となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
15～49歳女性人口計	2,966人	2,932人	2,865人	2,839人	2,824人
15～19歳	380人	376人	373人	362人	362人
20～29歳	724人	703人	668人	673人	674人
30～39歳	923人	902人	857人	801人	780人
40～49歳	939人	951人	967人	1,003人	1,008人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※1 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

## 2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

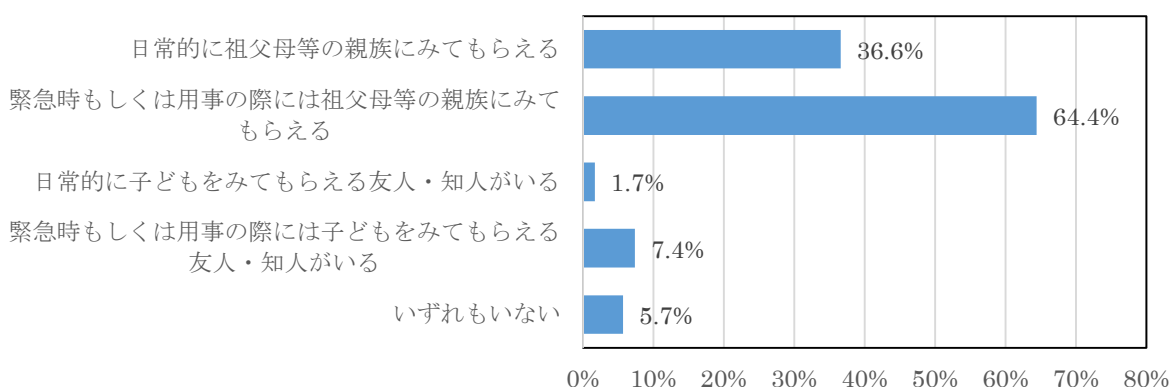
### ① 子どもをみてもらえる状況、相談体制について

就学前児童については、多くの方が「日常的」または「緊急時」には子どもをみてもらえると答えている一方、「いずれもない」という回答も少数ではありますがみられます。

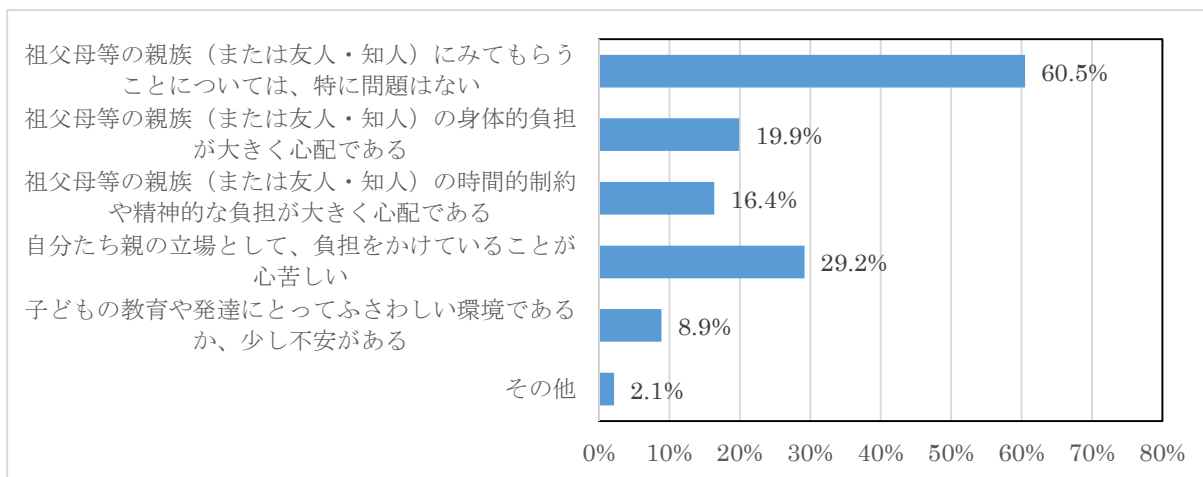
実際にみてもらっている状況については、「特に問題はない」と回答している方が約6割と最も多くなっていますが、「心苦しい」「心配である」と回答している方もみられます。

また、子育てに関して気軽に相談できる人の有無については、9割以上の方が、「相談できる人はいる」と答えている一方、「いない」は3.7%となっています。

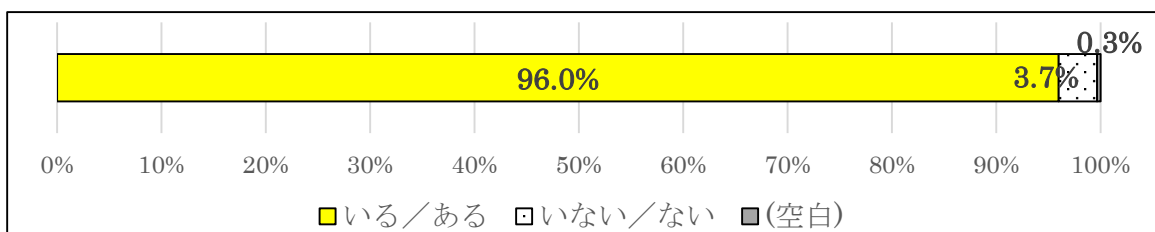
■子どもをみてもらえる親族・知人の有無 複数回答 全体(N=298)



■親族・知人に子どもをみてもらっている状況 複数回答 全体(N=298)



■子育てに関して気軽に相談できる人の有無 複数回答 全体(N=298)



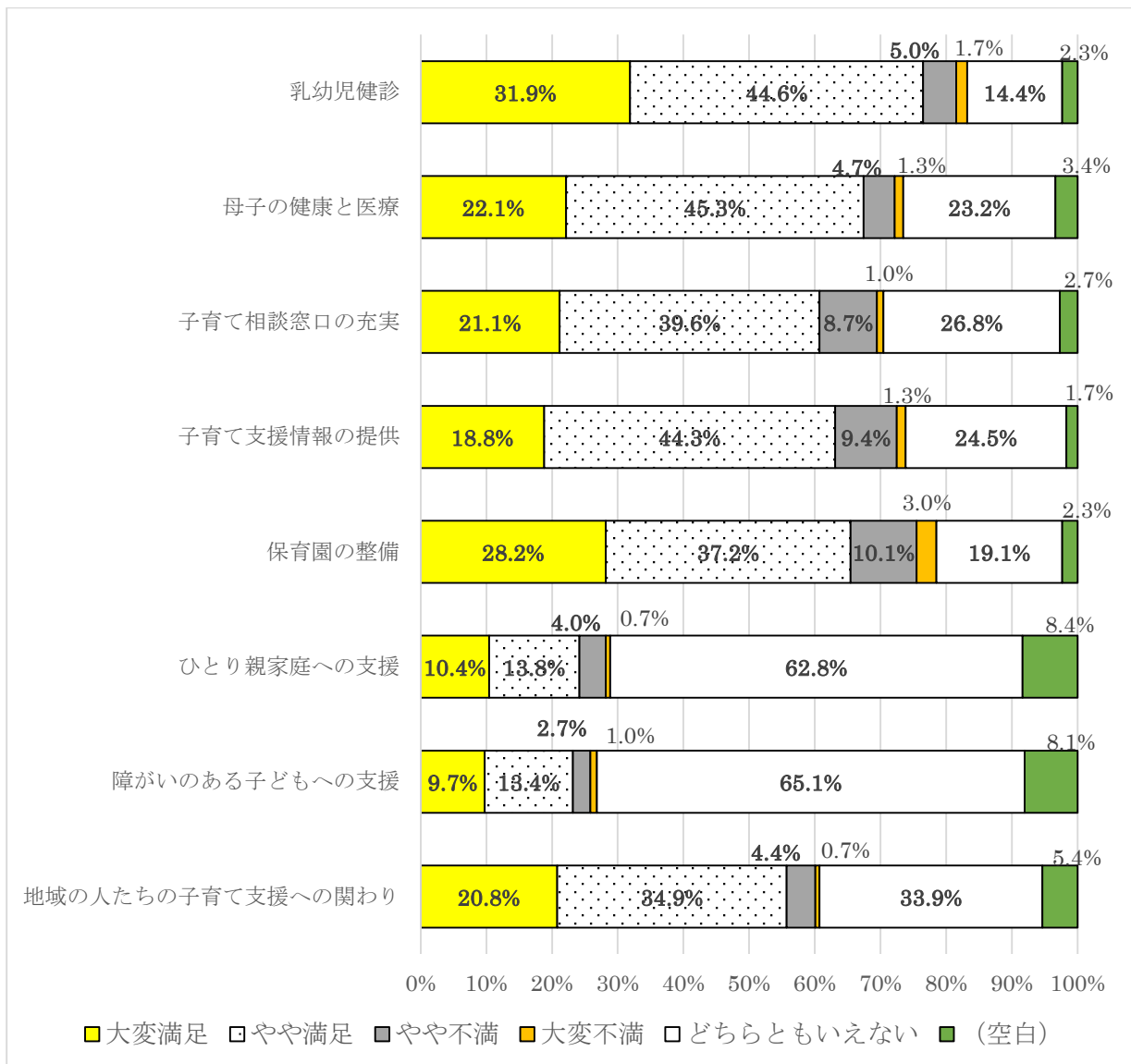
## ⑥大木町の子育て支援について

大木町の子育て支援について、各分野の満足度をみると、多くの分野で5割以上の方が「大変満足」「やや満足」と答えている反面、「ひとり親家庭への支援」、「障がいのある子どもへの支援」など配慮の必要な家庭や児童に関する支援については「どちらともいえない」が6割以上のため、満足と不満の割合では満足が8割を超えています。

次に、大木町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているかについてみると、その中、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」といった子どもの自主性をはぐくむための場の確保に関する支援や、「保育園や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」、「多子世帯に対する支援を充実してほしい」といった、医療や経済的な支援の充実を望まれている傾向があります。

### ■大木町における各分野についての満足度（就学前児童）

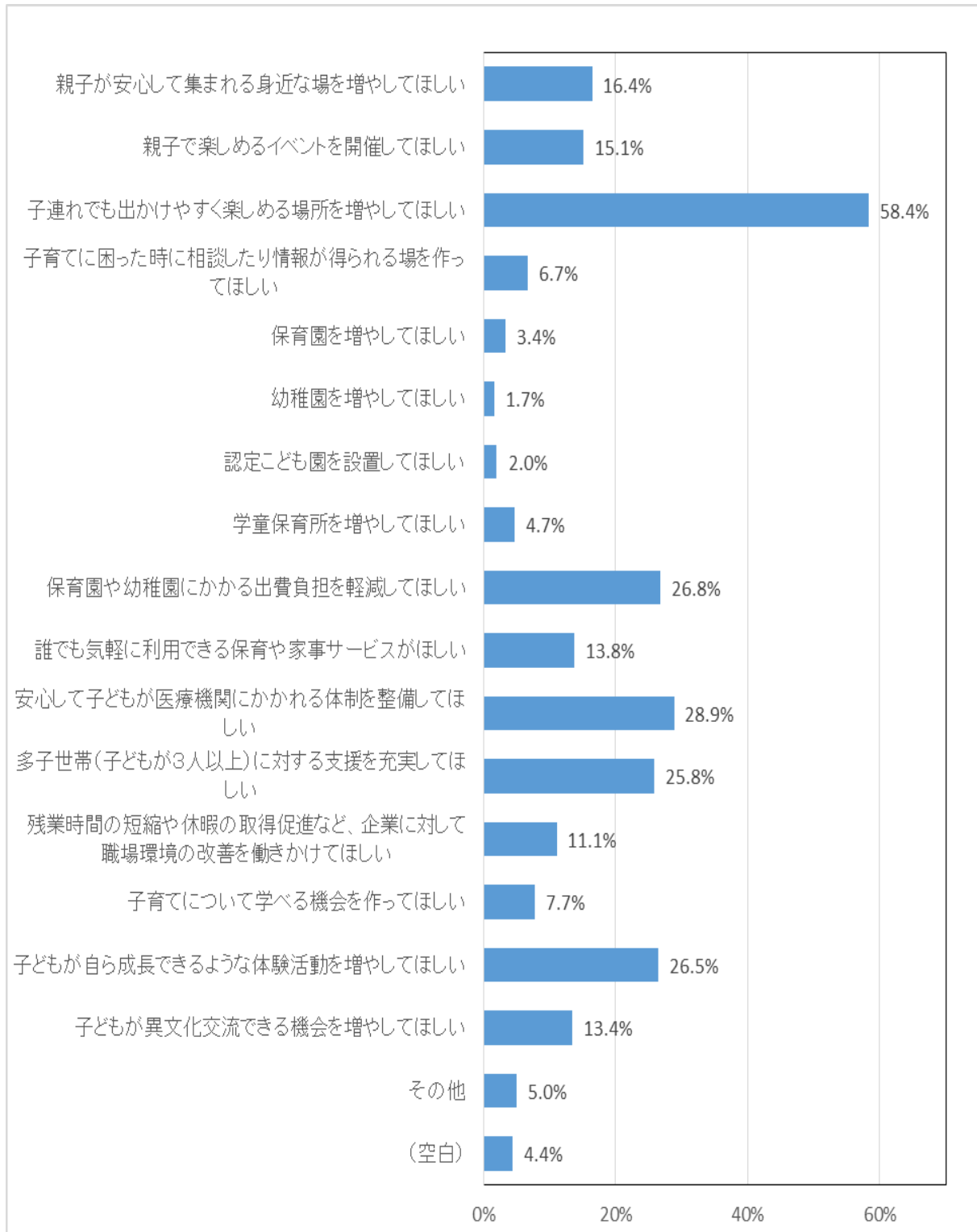
単数回答 全体(N=298)





■大木町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているか（就学前児童）

複数回答 全体(N=298)



## 第3章 計画の基本的な考え方



### ♥ 1 基本理念

私たちのまちの未来を輝かせてくれるのは、子どもたちの存在です。

自主性や積極性、そして「ありがとう」や「感謝の気持ちを伝える」ことができる、やさしい心を育むためには、まわりの大人が愛情をもって子どもたちに接しながら親子がともに育っていく環境が大切です。

子どもを育む基本は、親であり家庭です。

大木町では地域の宝である子どもを守り、育てていくために、まちに住む人、関わる人が力を合わせて子育て・子育て支援に取り組みます。そして、その支援を行っていくのは、地域であり、また子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校などです。

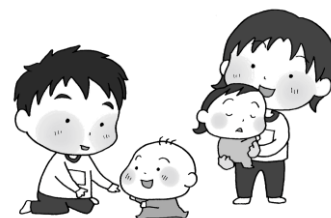
子どもを取り巻く環境はさまざまですが、どのような状況下でも笑顔があふれる「子育て・親育ち」をまち全体で支え、地域全体が一体となって成長していけるまちを目指すため、以下の理念を掲げます。



# 「笑顔の子育ち・親育ち」



## みんなで育ちあうまち 大木町



## 2 基本目標

### 基本目標1 未来を創る人づくり

子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。

乳幼児期は、愛着形成及び人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、一人一人の発達に応じたきめ細やかな保育・教育を進めることが必要です。また、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障するために、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を柱として、信頼される学校づくりを進めます。特に、放課後等の子どもたちの居場所づくりの充実を図るとともに、子ども自身の自ら育つ力を育む取り組みを推進します。

また、悩みや不安を持つ子どもへの相談機能の充実を図ります。

### 基本目標2 家庭（親）の育てる力を支援

親は、家庭が人間の発達の基礎を育む場として責任があることを自覚することが大切です。子どもの発達過程を知り、段階に応じた関わり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会や情報の提供を行うとともに、保育園、認定こども園など関係機関と連携し、親の育児力向上に向けた取り組みを推進します。

また、親自身が安心して子育てを行い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるよう、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供ができる環境整備を進めます。特に必要なサービスが、必要な家庭と子どもに届き、活用されるよう、地域の子育て支援拠点施設である子育て支援センターを中心に活動を展開します。

### 基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

子どもが心豊かに、健やかに、そして他者を思いやる心を持って育っていくためには、まわりのたくさんの大人が、子どもの成長に関わるとともに、いっぱい愛情を注ぐことが大切です。

そのために、身近な地域の様々な世代の人々が子育てや子どもの育ちを応援する環境づくりや、子どもたちが様々な体験を通してたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実に努めます。

また、子育て支援の裾野を広げるためには人材育成が必要ですので、子育て支援センターを核として、子育てに関心のある人が気軽に子育てに関わることができる大木町ならではの子育て支援ネットワークづくりを進め、子どもの育ちを地域全体で支え、そしてともに育つことのできる地域づくりを進めます。

## 基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり

子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことができるよう、妊娠期から乳幼児期を通じた継続的な支援の推進と併せ、次代の親である学童期・思春期の保健対策の充実及び医療の体制づくりを推進します。

特に、妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安をもつ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実させるとともに、保健師、保育士等の専門職が家庭を訪問し、母と子の健康状態や育児の不安や悩みの相談を受け、必要に応じて家族支援を行う乳児家庭全戸訪問事業の取り組みを推進します。

また、生きていくうえでの基本である「食」を大切にできる食育の推進に取り組みます。

## 基本目標5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援

家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数が増加傾向にあります。

本町における児童虐待防止対策として、直接子どもに関わる者の人材育成をはじめ、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防のために、要保護児童対策地域協議会組織の機能を強化させます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、特に配慮の必要な子どもや子育て家庭への支援を充実するとともに、そうした子育て家庭の親同士が交流できる機会を確保します。

## 基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

子育てと仕事を両立させることは、未来の社会を豊かに創造することであると理解し、町民、事業所、行政みんなが力を合わせて、「育む」ことに対してやさしい職場環境や地域環境を創り出すことが大切です。

そこで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れるような多様な働き方を実現し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消するための啓発や諸制度の普及等に取り組みます。

また、家庭においては男女が家事・育児をともに担うことができるよう、男性の家事・育児への参加促進に努めます。



### 3 施策体系



# 第4章 量の見込みと確保方策



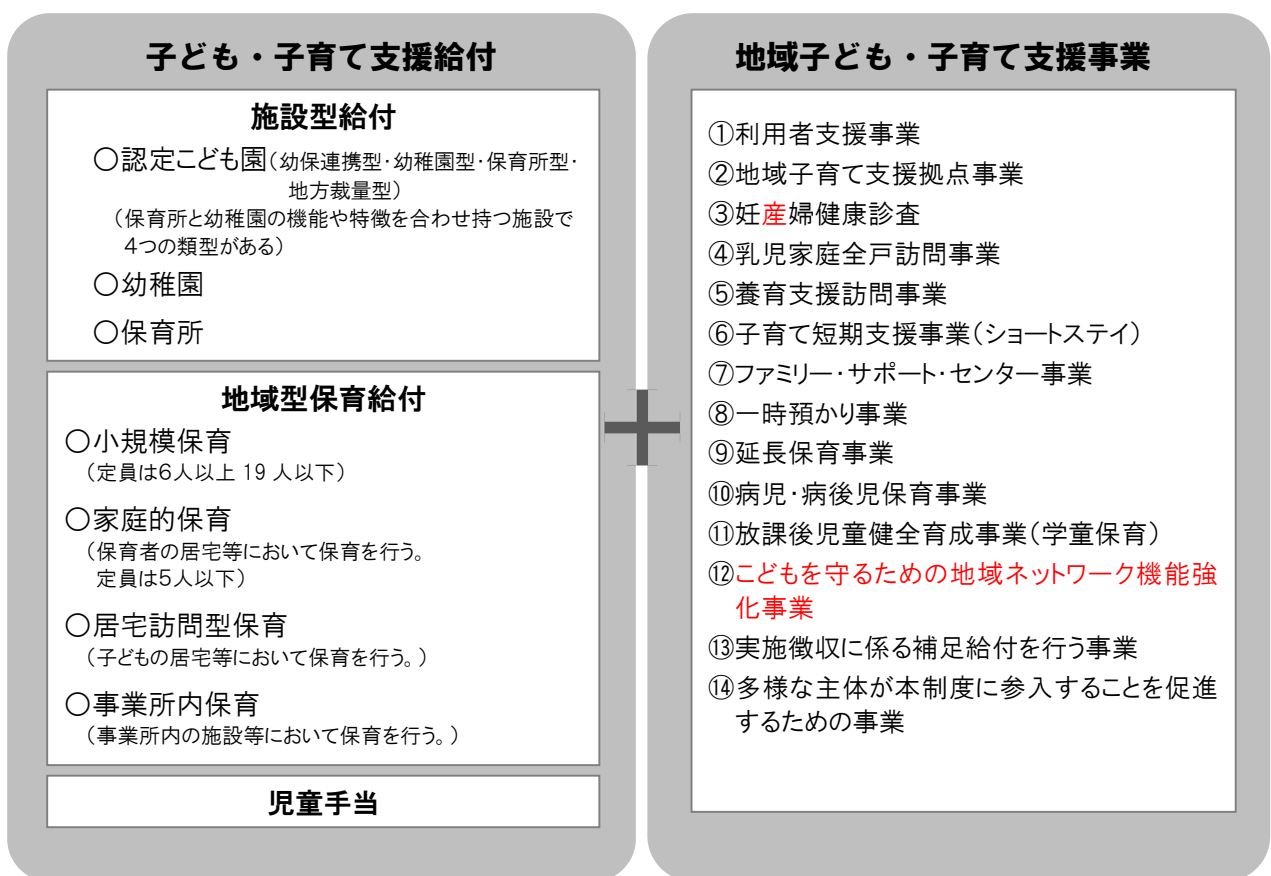
## 1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（教育・保育提供区域）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育利用状況、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めることとなっています。

本町においては、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟かつ効率的に、また利用者のニーズに柔軟に対応できるように、教育・保育提供区域を1区域(全町)とします。

## 2 子育て支援の「給付」と事業の全体像



### 3 計画期間における量の見込みの算出について

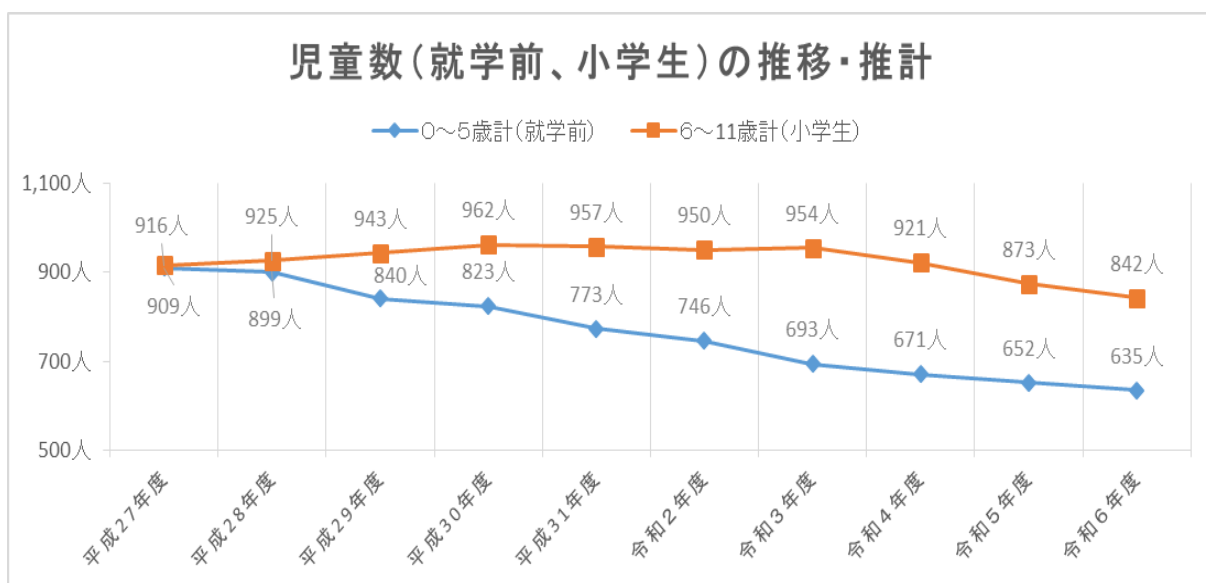
#### (1) 推計児童数

計画の策定にあたって、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和2年度から6年度の人口推計を行いました。

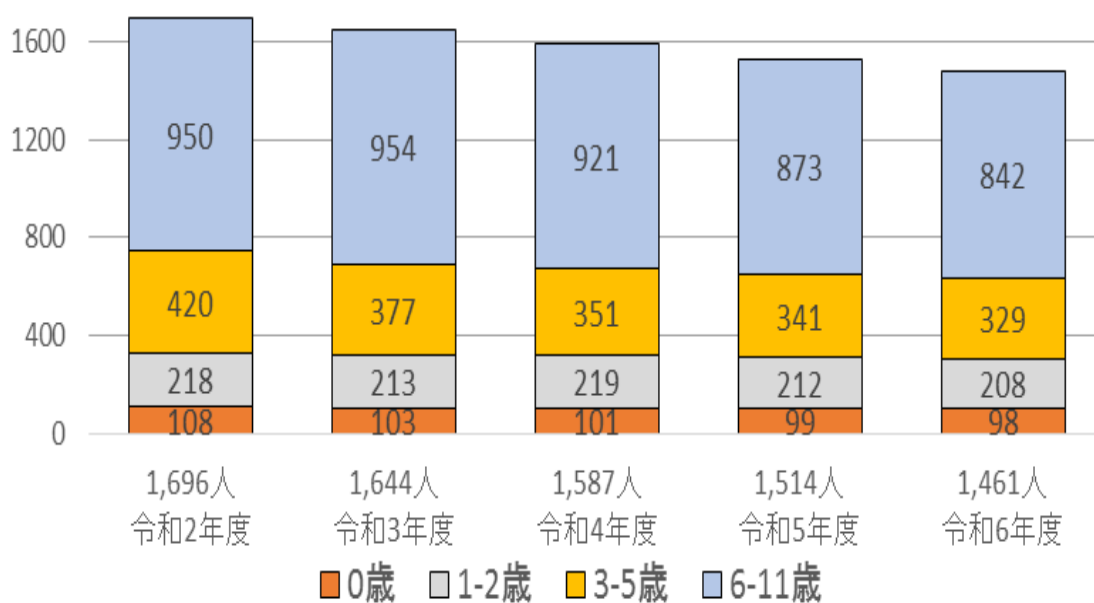
人口推計は、平成26年から平成30年の住民基本台帳の人口実績から、コーホート変化率法により算出しました。

#### 児童数（就学前、小学生）の推移・推計

	各年4月1日住民基本台帳人口実績					推計人口					(単位:人)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	0歳	143	117	110	121	97	108	103	101	99	98
1歳	144	157	124	121	117	101	112	107	105	103	
2歳	140	143	153	127	121	117	101	112	107	105	
3歳	154	155	142	153	127	121	117	101	112	107	
4歳	166	156	157	142	166	132	126	122	105	116	
5歳	162	171	154	159	145	167	134	128	124	106	
0～5歳計 (就学前)	909	899	840	823	773	746	693	671	652	635	
6歳	162	161	169	151	154	141	163	130	124	120	
7歳	145	164	161	176	153	156	143	165	132	126	
8歳	165	149	162	162	173	152	155	142	164	131	
9歳	138	165	148	160	164	173	152	155	142	164	
10歳	148	136	166	149	162	166	175	154	157	144	
11歳	158	150	137	164	151	162	166	175	154	157	
6～11歳計 (小学生)	916	925	943	962	957	950	954	921	873	842	
児童数合計	1,825	1,824	1,783	1,785	1,730	1,696	1,647	1,592	1,525	1,477	



児童数（就学前、小学生）の構成年齢推計



児童数（就学前）の構成年齢推移・推計（再掲）

年齢	H30年度 (実績)	H31年度 (実績)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	121人	97人	108人	103人	101人	99人	98人
1～2歳	248人	238人	218人	213人	219人	212人	208人
3～5歳	454人	438人	420人	377人	351人	341人	329人
合計(0-5歳)	823人	773人	746人	693人	671人	652人	635人



## 4 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

#### ■認定区分と提供施設

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(概ね4時間)	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業

### (2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		66人	354人		48人	174人
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	40人		3人	20人
	計	90人	354人		46人	177人
②-①		9人	0人		▲2人	3人

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		59人	318人		47人	173人
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	35人		3人	20人
	計	90人	349人		46人	177人
②-①		16人	31人		▲1人	4人

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		55人	296人		47人	180人
			58人	238人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		20人	43人		▲1人	▲3人

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		54人	287人		47人	176人
			56人	231人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		21人	52人		▲1人	1人

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		52人	277人		47人	175人
			54人	223人		
	他市町村の子ども	15人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	75人	314人		40人	148人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				3人	9人
	その他の施設	0人	0人		0人	0人
	他市町村で確保	15人	25人		3人	20人
	計	90人	339人		46人	177人
②-①		23人	62人		▲1人	2人

## 【確保の内容】

### 1号認定

○教育（幼稚園）の定員数については、大木光の子幼稚園（幼稚園型認定こども園）において令和元年度現在、75名（大木光の子幼稚園）の提供体制があり、現在は他市町村からの利用と他市町村施設への利用がほぼ同数の状況となっている。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により保護者の就労率も上がり、2号認定で幼稚園等の利用希望が高くなる予測により量の見込みについては推計を行っています。

### 2号認定

○2号認定の通常保育事業（幼稚園・保育所等）の町内5保育所等（認定こども園含む）の利用定員数については、314名の提供体制があり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化時点でも3～5歳のほぼ100%が入所しており、町外の保育園にも協力をいただくことで量の見込みは確保することが可能です。今後は、出生数の減少傾向となり3～5歳の対象人口が予測され、総数で利用定員を下回る想定に備えて町内施設の十分な活用を図るとともに3号の利用割合の増加が見込まれることへの柔軟な対応に努めます。

### 3号認定

○3号認定の通常保育事業（保育園等）の町内5保育所等（認定こども園含む）、1小規模保育所の利用定員数については、200名の提供体制、及び町外の保育園にも協力をいただきますが、0歳の量の見込みの確保が若干不足する状況です。

○3歳未満児の受け入れ希望につきましては、出生数は減少傾向にあるものの利用希望割合が年々増加傾向にあるため、結果的に量の見込みはほぼ横ばいと予測しており、2号認定の量の見込みの予測の減少と総合的に判断して、町内各施設と各利用定員を調整し、状況によっては2号、3号の利用定員の見直し等を検討することで、見込みに対する提供体制の確保に努めます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

基本型：子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行う事業。

母子保健型：保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関等につなげる事業

#### 【量の見込みと確保方策】

(基本型・特定型)	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所
確保方策		1か所	1か所	2か所	2か所	3か所

※令和元年度までは基本型、令和2年度から基本型+母子保健型

#### 【確保の内容】

- 利用者支援事業については、利用者が円滑に施設や子育て支援サービスを受けることができるように、子育て支援センターに専任の保育コンシェルジュ（利用者支援員）を配置しています。また、子育て世代包括支援センターの設置により基本型と母子保健型を連携し実施していくことで、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況ですが、利便性を高めるために各校区コミュセン等での事業拡大も必要となる。

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて仲間づくりができる場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154組（人回）	300組（人回）	300組（人回）	320組（人回）	330組（人回）	340組（人回）
確保方策		300組（人回）	300組（人回）	320組（人回）	330組（人回）	340組（人回）

\*人回：月間の利用組数×利用回数

※量の見込みは、実績を勘案して算出。

#### 【確保の内容】

- 子育て支援拠点事業については、子育て支援センターにて「にこにこ広場」等を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況ですが、利便性を高めるために各校区コミュセン等での拠点拡大も必要となる。

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業（当該事業は医療機関等で実施しており、その費用の一部を町が助成）

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	165人	1,512人回	1,442人回	1,414人回	1,386人回	1,372人回
確保方策		実施場所：福岡県内の医療機関 実施時期：妊婦届出～出産				

※量の見込みは、出生数の推計値と受診券回数を勘案して算出。

#### 【確保の内容】

○妊婦健診事業については、福岡県内の医療機関で実施しています。平成30年度の実施率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

概ね生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行う事業

#### 【量の見込みと確保方策】

	平成30年度 実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	107人	108人	103人	101人	99人	98人
確保方策		実施体制：保健師、保育士等 実施機関：健康課、こども未来課				

※量の見込みは、出生数の推計値。

#### 【確保の内容】

○乳児家庭全戸訪問事業については、保健師、保育士等が乳児のいる家庭の自宅訪問を行っており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

○平成30年度の実施率は100%となっており、今後引き続き全戸訪問（100%）を目指します。

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭（妊婦も含む）に対して、その家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

**【量の見込みと確保方策】**

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間の実人数）	40人	50人	50人	55人	55人	60人
確保方策		実施体制：保健師、保育士等 実施機関：健康課、こども未来課				

**【確保の内容】**

○子育て環境の変化等により、養育支援が必要な家庭が増加傾向にあります。保健師等の専門職のマンパワーには限界があるので、主任児童委員、子育てサポーター等との協力体制を図っていきます。

**(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)**

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行う事業

**【量の見込みと確保方策】**

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	0 (町外福祉施設1か所)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

**【確保の内容】**

○ショートステイ事業については、町外の児童福祉施設（1か所）で実施していますが、本町では、平成30年度まで利用実績はありません。今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。

**(7)ファミリー・サポート・センター事業(小学生)**

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子どもの送迎や一時的な預かり等、子育てについて助け合いを行う事業で、会員間の連絡、調整等を行う事業

**【量の見込みと確保方策】**

	実績		実施時期				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（週間）	0件	0件	5件	10件	15件	20件	30件
確保方策			5件	10件	15件	20件	30件

**【確保の内容】**

○久留米市広域（久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町）にてファミリー・サポート・センター事業（平成30年度の会員数：おねがい会員22名・みまもり会員12名・どっちも会員1名）を実施しており、町内のみまもり会員数が少ないことや利用料の課題もあり利用が伸びない状況。令和元年度にみまもり会員養成講座開催し、利用料の見直しも検討して対応していきます。なお、援助を受けたい会員がもっと利用しやすいように、現在の広域利用の仕組みから今後の単独実施への移行を目指します。

**(8) 一時預かり事業**

**① 幼稚園の預かり事業（在園児）**

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土・日・長期休業期間中に行う預かり保育事業

**【量の見込みと確保方策】**

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	1,100人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
1号認定利用		1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
2号認定利用		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策		1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日

\* 人日：幼稚園における在園児の利用児童数（実績による推計）×希望日数（年間）

**【確保の内容・今後の方向性】**

○大木光の子幼稚園（認定こども園）において、実施します。

**② その他の一時預かり事業（一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリーサポートセンター事業）**

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育園や地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

**【量の見込みと確保方策】**

	平成30年度実績※	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	200	211人日	231人日	246人日	281人日	291人日
確保方策		211人日	231人日	246人日	281人日	291人日

※以下の事業の合計値です。

一時預かり事業：保育園（4園）（※大溝保育園の休日保育を含む）

その他の一時預かり事業：子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業

### 【確保の内容】

- 一時預かりについては、町内の保育園（4園）と子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業（広域利用）、町外の児童福祉施設（1施設：トワイライトステイ事業）にて実施しています。
- 今後の量の見込みに対する提供体制は、一時預かり事業は十分に確保できている状況です。  
また、その他の一時預かり事業では、ファミリー・サポート・センター事業の単独実施への移行を目指します。

## (9) 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園で保育を行う事業

### 【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間）	120人	120人	125人	125人	130人	130人
確保方策		120人	125人	125人	130人	130人

※「量の見込み」は、保育園等での延長保育を希望している子どもの実人数の実績による推計

### 【確保の内容】

- 延長保育事業については、平成30年度現在、町内保育園、認定こども園、小規模保育所で早朝及び夕方の延長保育を実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保することが可能です。
- 延長時間をこえるお迎えもみられるため、今後対応を検討していきます。

## (10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育をする事業

### 【量の見込みと確保方策】

	平成30年度実績	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間）	94人日（広域利用※）	100人日	110人日	115人日	120人日	125人日
②確保方策		100人日	110人日	115人日	120人日	125人日

※広域利用→（筑後市）の病後児保育事業の年間利用日数（22人日〈実人数11人〉）  
（久留米市）5か所の実施施設のうち3か所の年間利用日数（72人日）  
将来は利用施設の拡大が見込まれる。

### 【確保の内容】

- 病児・病後児保育事業については、筑後市及び久留米連携中枢都市圏の広域利用により実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できています。



## (11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図る事業

### 【量の見込みと確保方策】

	令和元年度 実績※	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	307人	309人	332人	334人	332人	327人
低学年	266人	260人	280人	276人	272人	256人
高学年	41人	49人	52人	58人	60人	71人
② 確保方策		300人	300人	300人	300人	300人

※令和元年7月1日の現状：3校区の実績合計307人（大溝：165人、木佐木：91人、大莞：51人）

### 【確保の内容、今後の検討の方向性】

- 量の見込み数については、過去3年間の実績を参考にするとともに人口推計に利用率の伸びを勘案しています。令和7年度以降の人口推計では出生数の減少により確保方策（3つの学童保育所の利用定員）を下回る推計となっております。
- 確保方法については、3施設の整備が完了し、各学童の床面積と支援員の確保により利用定員の約110%の弾力的入所が可能と考えられますので調整し確保に努めます。  
また、国の「新・放課後子ども総合プラン」では学校施設を活用した放課後子供教室や余裕教室等の活用が望ましいとされていることから確保方策が不足する状況に応じて学校施設の活用による確保に努めます。

## (12) その他

### 【量の見込みと確保方策】

#### 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

- 児童虐待の早期発見、予防のため要保護児童対策地域協議会等ネットワークを構築し、地域とともに子どもたちを守っていきます。

#### 実費徴収に伴う補足給付事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

- 生活保護世帯等の特定教育・保育を利用する際の教材費等実費徴収分の補助を行います。

#### 多様な主体の参入促進事業

	令和元年度 現状	実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施しない	実施しない	実施する	実施する	実施する	実施する
確保方策						

- 認定子ども園でも障がい児等の受入れに係る費用の補助を行います。

# 第5章 計画の推進体制



## 1 計画推進における基本的な考え方

### (1) 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。このため、こども未来課が中心となり、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や認定こども園、保育園、学校、PTA等の代表者及び公募の委員等で構成する「大木町こども未来会議」において、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

### (2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理していきます。

## 2 町民、関係機関・団体との連携

### (1) 町民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、町民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに町民参加・参画を推進します。

### (2) 町民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、町民、認定こども園や保育園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係課をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。また、家庭・地域・保育園・認定こども園・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。